

令和2年5月11日

保護者の皆様

京都市立第四錦林小学校
校長 長谷川 英司

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から子どもたちにお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

（2）特例預かり等の実施について（小学校・義務教育学校前期課程）

引き続き、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、特例預かりを実施します。

詳細については、5月13日以降にお知らせする「臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について」をご覧ください。

2 臨時休業期間中の取組について

（1）家庭学習等の取組

ア 希望する子どもを対象に学習相談、登校できる機会の設定

希望する子どもたちが、登校し、直接、教員に、学習等での疑問点、悩みや困りごと等を相談・質問等する機会を設けます。また、子どもたちが登校した際、運動場や体育館等を活用して、体を動かす機会も設けます。希望されるご家庭は、下記スケジュールを参照いただき、保護者の方の直筆で文末の申込用紙を学校までお届けください（希望しない場合は、提出不要）。

＜教育相談のスケジュール＞

5月	20日(水)	21日(木)	22日(金)	27日(水)	28日(木)	29日(金)
8:30-9:30	2年 4年	3くみ 1年 6年	3年 5年	2年 4年	3くみ 1年 6年	3年 5年

- ※学校ポストへの投函でも受け付けます。また、学校ホームページのメールで申込もできます（H P代表メールアドレス：dai4kinrin-s@edu.city.kyoto.jp）。メール申込の場合は、メールのタイトルに「〇年□組・学習相談希望」と入力し、本文に「学習相談希望日」と「児童名」「保護者名」を明示していただきますようお願いします。
- ※ 参加する場合は、相談したい内容を教員に伝えられるようにお願いします（連絡帳可）。筆記用具もお持たせください。また、お配りしている健康観察票の持参も必要です。必ずお持たせください（押印漏れ、記入漏れ等が無いようご確認をお願いします）。
- ※ 相談日当日に特例預かりを申請されている場合は、相談日に引き続き、特例預かりを行います。「兄姉が相談日に参加するために、弟妹の特例預かりが必要になった」等特例預かりの申請内容に変更が生じた場合は、担任または教頭までお知らせください。
- ※ 感染防止のため、希望する子どもたち一人ずつや、少人数グループでの実施とし、概ね1時間以内とします。
- ※ 教室等では、子ども同士や子どもと教員の間に適切な距離を空け、マスク着用や、換気、手洗い等、感染防止対策を徹底して行います。

イ 学習課題の提示と提出用「学校ポスト」の設置

- ① 引き続き、家庭訪問や郵便受けへの投函、本校ホームページでの掲載等により、臨時休業期間中の学習課題を提示していきますので、計画的に取り組めるよう、ご家庭においても、子どもたちへの指導をお願いいたします。
- ※ 家庭訪問等の際には、マスク着用等による感染防止対策を徹底させていただきます。また、直接子どもたちや保護者の方とお話させていただく必要がある場合には、必ず事前連絡したうえで訪問させていただきます。
- ② 子どもたちが、学習課題の提出や疑問点・質問を投函できる「学校（学級）ポスト」を正門横に設置（H P通知済）していますので、子どもたちにお伝えください。担任等がその内容を確認し、上記アの相談の機会や家庭訪問等の際に、お返しします。
- ※ 必ず、学年と名前を記載して、投函してください。

ウ 5月の学習内容に関するKBS京都テレビでの「特別教育番組」の放送

小学校1年生～3年生対象の番組も新たに加え、小学1～中学3年生の各学年で、5月に学習する単元を中心とした「特別教育番組」を、5月18日（月）から5月29日（金）にKBS京都で放送します。放送スケジュールの詳細は、後日配布するチラシをご参照ください。子どもたちが、手元に教科書を用意して、教科書に沿って学習できる内容です。ぜひ、ご覧ください。

なお4月放送分の動画はKBS京都テレビのホームページから閲覧できますので、あわせてご活用ください。



※URL https://www.kbs-kyoto.co.jp/tv/kyoto_manabi/ ←←←←のQRコードはこちら
(動画閲覧時には、IDとPWの入力が必要です。PTAメール配信にて通知済み)

エ 文部科学省や東京書籍等の家庭学習教材の活用

4月20日付けで各家庭にお知らせさせていただきました「きみの『楽しい』を見つけよう！」京都市家庭学習応援コンテンツ（別添参照）もご参照いただき、文部科学省「子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～」や東京書籍「プリントひろば」等も活用して家庭学習を進めてください。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

- (1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。
- (2) 「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。
- なお、5月13日以降に延長期間分の「健康観察票」をお届けしますので、それを活用してお取り組みください。
- (3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 771-0384）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

- (4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

4 学校再開後の授業時数の確保等

この度の臨時休業期間の延長に伴い、学校再開後の、各教科等の授業時数を確保するため、学校行事の見直しや時間割の工夫（例：週1～3回程度の7時間授業など）、補充学習の実施（例：放課後や月1～2回程度の土曜学習など）、また、夏休み（夏季休業期間）を短縮し、7月中の「午前中授業」（給食はありません。）の実施等について検討する方針が教育委員会から示されました。

保護者の皆様には、改めて詳細をお知らせさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

..... (切り取り)

学習相談申込書

年 組 児童氏名

保護者氏名

○下記の日程で、学習相談を希望します。

＜希望日をお書きください＞（上記2の(1)のア参照）

- 申込書は、切り取って学校まで届けてください。
- メールでの受付も行っています。（上記2の(1)のア参照）
- 5月19日（火）の午前中までに申し込んでください。